

事業主が取り組む改善措置を支援する事業

1 道が実施している事業

道では、林業労働力の育成・確保を図るための様々な支援を行っています。

事業名	内 容	要 件					関連する改善措置																
		認定 事業 主	従事 者の 年齢	従事 者の 経験 年数	退職 金共 済加 入	労災 保険 等適 用	その 他	雇用管理の改善						事業の合理化									
								雇用の 安定化	労働条 件の改 善	募集・採 用の改 善	教育訓 練の充 実	高齢 従事者 の活躍 の推進	女性従 事者等 の活躍 の促進	労働安 全衛生 の改善	事業量の 安定的確 保	生産性 の向上	林業従 事者の キャリア 形成						
※印は森林整備 担い手支援セン ターが実施																							
林業担い手研修※	森林整備に必要な基礎的知識や技能が習得できる基礎研修や高性能林業機械操作の技術等が習得できる林業機械研修を実施するほか、適切な森林施業を実施し、労働安全管理に努める林業事業者の育成を図るための現場管理研修や地域林業の担い手育成のための地域提案型研修に対して助成を行い、技術・技能を有する林業従事者を養成。 森林施業に必要な資格を取得するための技能講習受講等に要する経費を助成。	○ (林業 機械)		未経験～ 5年程度																	○	○	
森林作業員就業条件整備事業※	作業員の就労日数に応じた奨励金の支給。林業での140日以上就労と、事業主・作業員がそれぞれ1日80円の掛金を納めること等が必要。		65歳 未満		○	○																	
新規参入定着支援事業※	経営の多角化などにより年間を通じた事業の確保に取り組み、採用後1年未満の者を通年雇用する事業主に奨励金を支給。1年目30万円、2年目15万円。	○	40歳 未満	1年 未満	○	○	通 年 雇 用			○													○
林業労働環境整備事業	休憩施設、安全確保設備・装備、労働負荷軽減設備の導入経費の助成。従事者の安全確保や労働負荷軽減のための機具等の開発改良経費の助成。補助率1/2。	○ (休 憩施 設、機 具等 開発 改良)												○	○								○
林業労働安全衛生活動促進事業	安全巡回指導、安全管理指導セミナーの開催、リスクアセスメントの定着指導													○		○							

■ 事業の詳細は、北海道水産林務部林業木材課担い手育成係又は総合振興局又は振興局産業振興部林務課林務係にお尋ねください。

なお、※印の事業については、直接、森林整備担い手支援センターにお尋ねくださっても結構です。

2 国が実施している主な支援

林野庁や厚生労働省（北海道労働局）が実施している各種支援のうち主なものを紹介します。

事業名	内容	要件						関連する改善措置											
		認定 事業 主	従事 者の 年齢	従事 者の 経験 年数	退職 金共 済加 入	労災 保険 等通 用	その 他	雇用管理の改善						事業の合理化					
								雇用の 安定化	労働条 件の改 善	募集・ 採用の 改善	教育訓 練の充 実	高年齢 従事者 の活躍 の推進	女性従 事者等 の活躍 の促進	労働安 全衛生 の改善	事業量 の安定 的確保	生産性 の向上	林業従 事者の キャリア 形成 支援		
「緑の雇用」新規就業者 育成推進事業 【トライアル雇用事業】 ※1	林業への就業希望者が、作業実態等を理解するためのトライアル雇用 ハローワーク等の公的な機関を通じて若年者等を3ヶ月程度試行的に雇 用し、林業の本格就業への移行を図る。 技術習得推進費（月額9万円／研修生）、指導費、資材費、などの助成 が受けられる。	○		1 年 未 満					○										
「緑の雇用」新規就業者 育成推進事業 【林業作業士（フォレスト トワーカー）研修】※1	林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修 と、担い手支援センターが実施する集合研修で構成される。 技術習得推進費（月額81,000円～94,500円／研修生）、指導費、資材費（1 年目のみ）などの助成が受けられる。 林業作業士（フォレストワーカー）研修を修了後は、本人の申請により 一定の技能等を有する者として、農林水産大臣の備える名簿に登録され、 林業作業士（フォレストワーカー）としての登録証が発行される。	○	研修終 了後5 年以上 就労可 能	2 年 未 満 （1年 目 研修）				○		○	○							○	
林業就業支援事業（雇用 管理改善）	雇用管理研修会、就業支援地域アドバイザーによる巡回相談・雇用管理改 善相談会など																		
通年雇用助成金※2	季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対する助成。 対象期間（12/16～翌年3/15）中継続して雇用し、かつ、それ以後におい て少なくとも翌年の12/15まで継続して雇用することが見込まれる場合、 申請対象者1人あたり71万円（2回目以降54万円）を上限に、継続3回ま でを限度として、対象期間に支払った賃金の2/3（2回目以降1/2）の額が 支給される。						雇 用 保 険	○											
キャリアアップ助成金 （正社員化コース）※2	有期契約従事者等を正規雇用従事者等に転換または直接雇用した場合に助 成。 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度を定め 、キャリアアップ計画等を作成し、有期契約従事者を正規雇用従事者に 転換または直接雇用した場合、1人あたり57万円が支給される。						雇 用 保 険	○	○	○									

※1の事業の詳細は、森林整備担い手支援センターにお尋ねください。

※2の事業の詳細は、北海道労働局又はハローワークにお尋ねください。

林業労働力の確保の促進に関する法律（抄）（平成8年5月24日法律第45号）

最終改正：平成24年6月27日法律第42号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
- 二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
- 三 前号に掲げる者の組織する団体
- 四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第三条 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
- 三 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
- 四 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の意見を、厚生労働大臣にあっては労働政策審議会の意見をそれぞれ聴かななければならない。

5 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画）

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- 二 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する方針

- 三 その他林業労働力の確保の促進に関する事項
- 4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主の改善措置

(計画の認定)

- 第五条** 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 改善措置の目標
 - 二 改善措置の内容
 - 三 改善措置の実施時期
 - 四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - 三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
 - 四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(計画の変更等)

- 第六条** 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

- 第七条** 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、第五条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が認定計画に従って改善措置を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

第八条 削除

(国有林野事業における配慮)

- 第九条** 国は、国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(指導及び助言)

- 第十条** 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（抄）（平成8年5月24日政令第153号）

最終改正：平成19年3月2日政令第39号

内閣は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第二条第二項第四号、第五条第三項第四号（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第十二条第二号及び第三号、第十五条第二項及び第三項、第十八条第一項、第二十五条第二項並びに第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事業主）

第一条 林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の政令で定める者は、造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人とする。

（計画の認定の基準）

第二条 法第五条第三項第四号（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、当該改善措置の実施が法第三十条第一項各号に掲げる事項の適切な管理及び法第三十一条の文書に係る事項の明確化に寄与するものであることとする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第三条 法第七条の政令で定める種類の資金は、林業労働に従事する者を確保するための保健施設（これに附帯する施設を含む。）で農林水産大臣が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金とする。

2 前項に規定する資金に係る法第七条の政令で定める期間は、十五年以内とする。

雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画認定要領

制 定	平成9年(1997年)2月7日	林業第2200号、職対第805号
一部改正	平成10年(1998年)7月1日	林業第 910号、職対第313号
一部改正	平成11年(1999年)3月9日	林業第2436号、職対第949号
一部改正	平成14年(2002年)3月22日	林業第2431号、雇対第485号
一部改正	平成15年(2003年)4月1日	林業第2425号、雇対第592号
一部改正	平成17年(2005年)4月27日	林業第 349号
一部改正	平成18年(2006年)4月19日	林業木材第221号
一部改正	平成21年(2009年)3月27日	林業木材第2736号
一部改正	平成22年(2010年)4月1日	林業木材第 31 号
一部改正	平成24年(2012年)3月30日	林業木材第1379号
一部改正	平成28年(2016年)4月21日	林業木材第 156 号
一部改正	平成29年(2017年)3月31日	林業木材第 1541号
一部改正	令和2年(2020年)4月20日	林業木材第 138 号
一部改正	令和3年(2021年)1月25日	林業木材第 1452号
一部改正	令和5年(2023年)10月31日	林業木材第 965 号

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善措置計画」という。）の取扱いについては、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令その他関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

なお、本要領において、「林業従事者」とは、法第2条第1項に定める「林業労働者」をいう。

第1 改善措置計画の認定制度

1 趣旨

知事は、「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）で示された目標に向け、雇用管理の改善及び事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力を備えた事業主が作成する改善措置計画を認定し、これら認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）に対して支援施策を集中的に講ずることにより、林業事業主の育成・強化を図るものとする。

2 制度の普及

知事は、国有林、北海道森林整備担い手支援センター（以下「センター」という。）等の関係機関の理解と協力の下に本制度の趣旨の普及を図り、認定事業主の拡大に努めるものとする。

第2 改善措置計画の認定

1 改善措置計画の作成

(1) 改善措置計画は、林業部門について作成することとし、林業従事者を林業以外の事業に就労させる場合は、その事業についても記載するものとする。

また、事業所が複数所在する場合は、主たる事務所において、他の事業所の分を含めて作成するものとする。

(2) 事業主が他の事業主若しくはセンターと共同して改善措置計画（以下「共同改善措置計画」という。）を作成する場合には、共同改善措置計画と共同改善措置計画を構成する個別の事業主の改善措置計画の双方について作成するものとする。

(3) 林業施業の実績が1年未満の事業主が改善計画の認定を申請する場合は、センターと共同で改善措置計画を作成するものとする。

(4) センターとの共同による改善措置計画の策定手続きについては、センターが別に定めるものとする。

(5) センターは、共同改善措置計画の策定指導を行うものとする。

(6) 改善措置計画の実施期間は、改善措置計画の認定を申請する月の翌月1日から始まり、4年超、かつ、5年を超えない期間とする。

2 改善措置計画の内容

改善措置計画は、雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであり、記載内容は次によるものとする。

(1) 雇用管理及び事業の現状

組織、雇用管理体制、事業内容等について現状を記載する。

(2) 改善措置の目標

雇用管理の改善の観点からは、雇用の安定化、労働条件の改善、募集・採用の改善、教育訓練の充実、高年齢従事者の活躍の推進、女性従事者等の活躍の促進、労働安全の改善その他の雇用管理の改善に関する事項について、事業の合理化の観点からは、事業量の安定的確保、生産性の向上、林業従事者のキャリア形成支援その他の事業の合理化に関する事項について、当該事業主の実情に照らして、林業労働力の確保のために必要かつ適切な項目についての改善措置を講じるものとし、5年後を目途に、計画する項目毎に改善措置の目標を定める。

(3) 改善措置の内容

(2) で掲げた目標に対する具体的な取組内容を記載する。

なお、雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善に取り組む場合には、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

(4) 改善措置の実施時期

改善措置の具体的内容毎に、今後5年間のうちのどの年次に実施する予定であるかを明らかにする。

(5) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

計画する項目毎に、改善措置を実施するために必要な資金の額とその手当の見込みについて記載する。

(6) 委託募集に係る労働条件その他の募集の内容

改善措置の中にセンターへの従事者の募集の委託を行うことが含まれている場合には、賃金、労働時間等募集の内容を記載する。

3 改善措置計画の認定申請

(1) 事業主が単独で行う改善措置計画の認定の申請は、様式1「雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画認定申請書」(以下「計画認定申請書」という。)に様式2「雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画書」及び所要の資料を添えて、計画始期の2週間前までに主たる事務所の所在地を管轄する総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)に提出して行うものとする。

(2) 共同改善措置計画の認定の申請は、様式3「雇用管理の改善及び事業の合理化措置共同計画認定申請書」(以下「共同計画認定申請書」という。)に、様式4「雇用管理の改善及び事業の合理化措置共同計画書」、共同改善措置計画の構成員毎に作成する様式2及び所要の資料を添えて、計画始期の2週間前までに代表者の所在地を管轄する総合振興局等に提出して行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、計画認定申請書及び共同計画認定申請書並びにその添付書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により提出することができる。

4 認定の基準

(1) 申請者の要件

改善措置計画の申請者は次の基準の全てを満たすものとする。

① 年間6ヶ月以上雇用の林業従事者を5人以上雇用して、下表の森林施業のいずれかを自ら実施していること。

なお、林業従事者が5人に満たない事業主は、共同で改善措置計画を作成することができるものとする。

区 分	作 業 内 容
造 林	地拵え、植付
保 育	下刈り、枝打ち、つる切り、除伐
伐 採	主伐、間伐
上記以外の林業	森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等

- ② 雇用管理者を選任していること。
- ③ 雇用に関する文書を交付していること。

(2) 認定の基準

知事は、改善措置計画が次の基準の全てを満たすものと認められるときは、認定するものとする。

- ① 改善措置計画に記載された第2の2の(2)から(4)までに掲げる事項が、基本計画に照らして適切なものであること。
- ② 改善措置計画に記載された第2の2の(3)及び(5)に掲げる事項が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- ③ センターが事業主から委託を受けて従事者の募集を行う場合には、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業従事者の利益に反しないものであること。
- ④ 改善措置計画に、労働時間、従事者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含める場合は、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

(3) 知事の指導

知事は、認定にあたっては、改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置いて認定の適否を判断するものとし、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

5 改善措置計画の認定手続

- (1) 知事は、改善措置計画を認定したときは、様式5「改善措置計画認定通知書(申請者用)」によりその旨を申請者に通知するとともに、様式6「改善措置計画認定通知書(関係機関用)」によりセンター及び北海道森林管理局に通知するものとする。
- (2) 改善措置計画の認定番号は、別記1によるものとする。
- (3) 知事は、別記2により認定台帳を整備する。

第3 改善措置計画の変更

- 1 認定に係る改善措置計画(以下「認定計画」という。)の変更を申請しようとする事業主は、様式7「改善措置計画変更認定申請書」(以下「変更認定申請書」という。)または様式8「改善措置計画変更届出書」(以下「変更届出書」という。)により認定を受けた総合振興局等に提出して行うものとする。
この場合において、変更認定申請書及び変更届出書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により提出することができる。
- 2 1の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 改善措置の項目を追加または廃止する場合。
 - (2) 共同改善措置計画に参加する事業主を変更する場合。
- 3 2に掲げる場合以外の変更については、変更届出書の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。
- 4 1の申請による認定計画の変更認定に当たっては、第2の4及び5の規定を準用する。
また、1の申請及び届出に対する変更認定の通知については、申請者に対しては様式9「改善措置計画変更認定通知書(申請者用)」により、また、センター及び北海道森林管理局に対しては様式10「改善措置計画変更認定通知書(関係機関用)」により行うものとする。

第4 改善措置計画の認定取消し

- 1 知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ認定計画の変更を指導するものとする。
- 2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、または、当該認定計画が第2の4の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該改善措置計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 3 改善措置計画の認定取消しの通知については、当該事業主に対しては様式11「改善措置計画認定取消通知書(事業主用)」により、また、センター及び北海道森林管理局に対しては様式12「改善措置計画認定取消通知書(関係機関用)」により行うものとする。

第5 改善措置計画の実施状況等報告

- 1 認定事業主は、毎計画年次の改善措置の実施状況を様式13「改善措置実施状況報告書」(以下「実施状況報告書」という。)またはその他の様式により、当該報告に係る計画年次の終了後、3ヶ月を超えない日までに認定を受けた総合振興局等に報告するものとする。

- 2 認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したとき、改善措置の実施結果について、様式14「改善措置実施結果報告書」（以下「実施結果報告書」という。）により、遅滞なく、認定を受けた総合振興局等に報告するものとする。
- 3 知事は、認定事業主に対し、必要に応じて改善措置の実施状況を実施状況報告書またはその他の様式により提出させることができるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、実施状況報告書及び実施結果報告書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することができる。
- 5 知事は、認定事業主に対し、1及び2に基づく報告が遅滞なく行われるよう指導するものとする。

別記1

認定番号の附し方
次の順に表示する。

- ① 認定をした総合振興局等の頭文字
- ② 認定をした年度
- ③ 単独での申請に対する認定か共同での申請に対する認定かの別
- ④ 年度ごとの通し番号。但し、共同での申請に対する認定にあつては枝番をつける。

なお、共同改善措置計画において構成員の変更があつた場合、離脱する事業主の枝番は欠番とし、新たに加わる事業主の枝番は新たな番号とする。

① ② ③ ④

- (例) 単独での申請に対する認定・・・オ・22・単-1
 共同での申請に対する認定・・・オ・22・共-1～5
 ※オホーツク総合振興局で平成22年度(2010年度)に認定の場合

別記2

雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画認定台帳(単独)

年度										(総合)振興局		
認定 番号	事業主	住 所	認 定 年月日	計 画 期 間	実施状況報告					計画変更	取 消	備 考
					1	2	3	4	5			

- ※ 「実施状況報告」欄は、報告を受けた年月日を記載する。
- ※ 「認定年月日」、「計画変更」及び「取消」欄は、施行月日と施行番号を記載する。

雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画認定台帳(共同)

年度										(総合)振興局		
認定 番号	事業主	住 所	認 定 年月日	計 画 期 間	実施状況報告					計画変更	取 消	備 考
					1	2	3	4	5			

- ※ 「実施状況報告」欄は、報告を受けた年月日を記載する。
- ※ 「認定年月日」、「計画変更」及び「取消」欄は、施行月日と施行番号を記載する。